

資料2 匿名で出された意見の取り扱いについて

パブリックコメント手続

案 件	意見の内容	検討結果
就学援助制度の見直しについて（学校教育課） 【実施期間】 H16・11・25～12・24	現在、就学援助を受けていますが、基準が厳しくなり、認定されなくなると困るので、見直しには反対です。 （同様な意見ほか1件）	（採用せず） 現在の当市の認定基準では、経済的に比較的余裕があると考えられる世帯も認定されることから、「生活保護世帯に準じる程度に困窮している児童生徒の保護者」という法の趣旨に沿うよう基準見直しを行なうもので、真に援助を必要としている人を除外するものではありませんので、ご理解願います。
	認定者に対する補助で給食費の援助は必要と考えるが、学用品、体育用具実技費、医療費などは過大な援助ではないか。	（採用せず） 学校教育法第25条等により、市町村は経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者を援助する責務があります。認定者に対する援助内容は、国の補助対象費目と同様にしています。これは、関係法令等により、必要なすべての費目について給与すべきものとされているからで、他市町村でも同様の援助を行なっています。

匿名の意見についても、通常の見解と同様の取り扱いとし、意見とその検討結果についての掲載と公表を行なった。